

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	4
訓 令	
◎高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令	6
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
◎高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令	6
訓 令	
高知県公営企業局訓令	
高知県教育委員会訓令	
高知県警察本部訓令	
高知県監査委員訓令	
◎高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令	7
告 示	
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正（港湾・海岸課）	7
◎告示（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部改正（会計管理課）	7

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

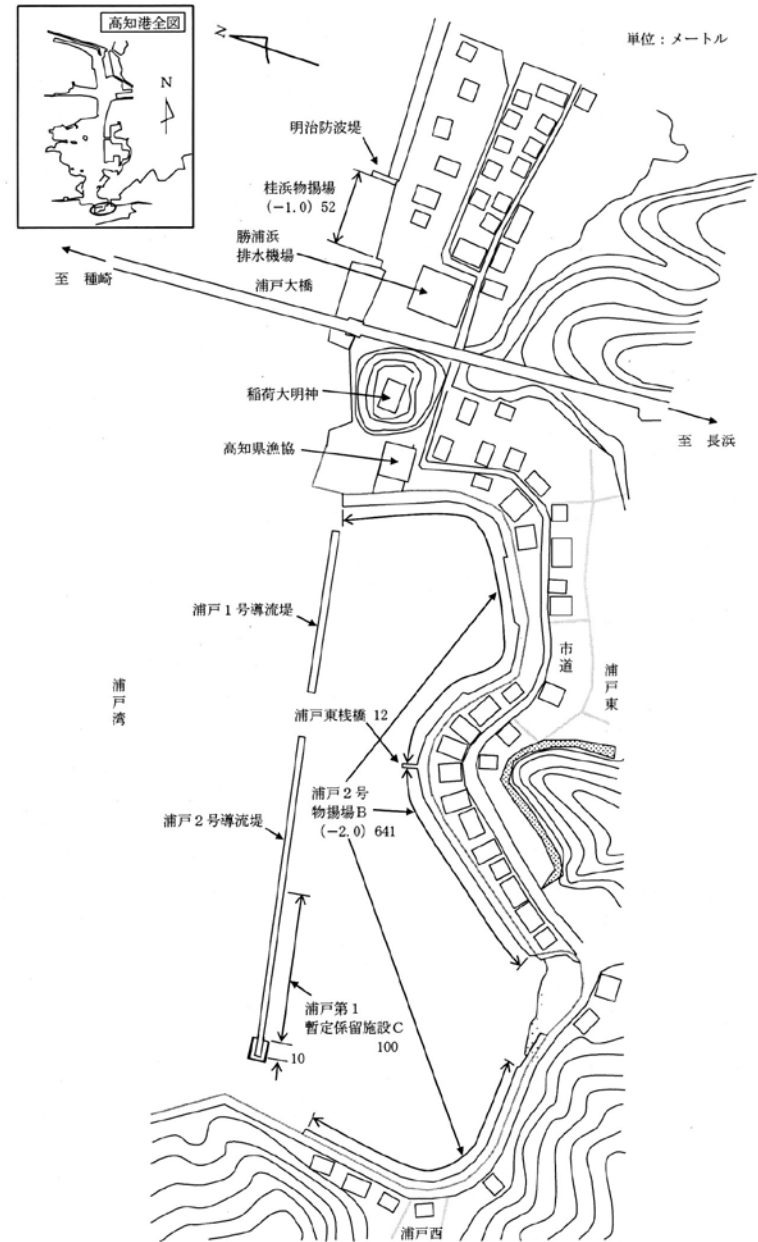
高知県規則第42号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

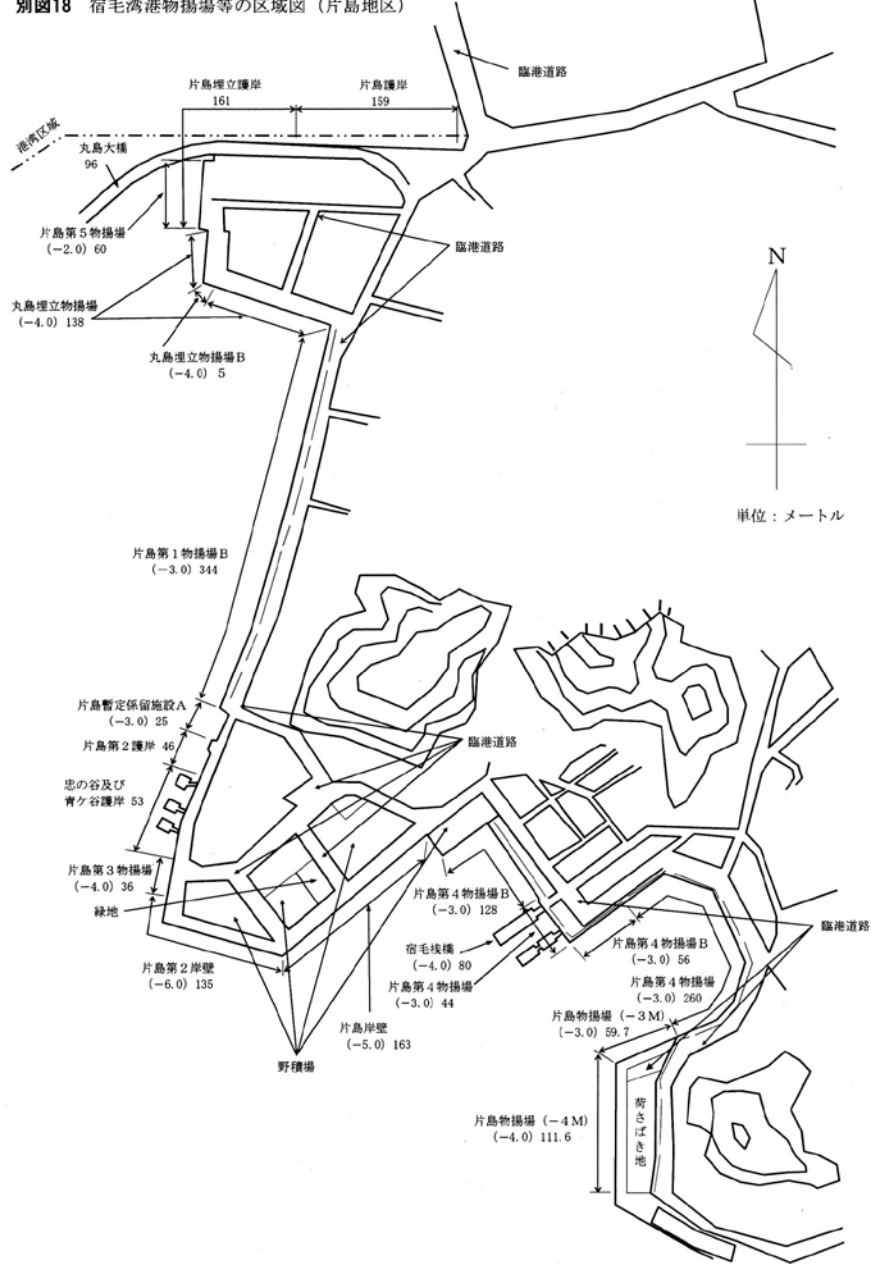
別表第2の別図1の10を次のように改める。

別図1の10 高知港浦戸物揚場等の区域図



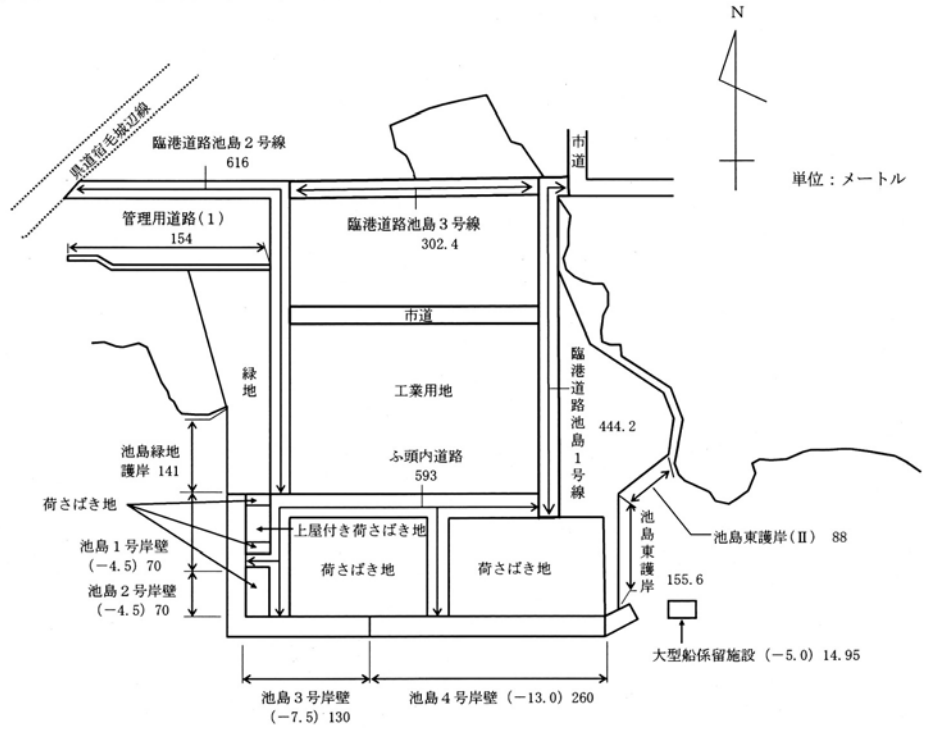
別表第2の別図18を次のように改める。

別図18 宿毛湾港物揚場等の区域図 (片島地区)



別表第2の別図18の6を次のように改める。

別図18の6 宿毛湾岸壁等の区域図 (新港 (池島) 地区)



附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県規則第43号

## 高知県会計規則の一部を改正する規則

高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項第4号中「教育委員会事務局総務福利課」を「教育委員会事務局学校安全対策課」に改め、同項第5号中「、私学・大学支援課」を削り、「教育委員会事務局高等学校課」を「教育委員会事務局教職員・福利課、高等学校課」に改め、同条第3項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第5条第1項、第5項及び第7項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第14項中「命じられ、」を「命ぜられ、」に、「命じられたときは、当該命じられた間」を「命ぜられたときは、当該命ぜられた間」に改める。

第7条第1項第4号中「、私学・大学支援課」を削り、「教育委員会事務局総務福利課」を「教育委員会事務局教職員・福利課、学校安全対策課」に改める。

第17条第3項中「滅失又は損傷した」を「滅失し、又は損傷した」に改める。

第19条第3項中「改記のうえ」を「改記の上」に改める。

第22条第8項ただし書中「調定後に」を「歳入金の収納後に」に改める。

第34条の見出し中「手続き」を「手続」に改め、同条第1項中「亡失又は損傷した」を「亡失し、又は損傷した」に改め、同条第2項中「亡失又は損傷した」を「亡失し、又は損傷した」に、「訂正のうえ」を「訂正の上」に改める。

第35条第1項中「、第5章」を「並びに第5章」に改め、同条第3項中「休日でない日。」を「休日でない日」に改める。

第36条の見出しを「（収納することができる小切手等）」に改め、同条中「小切手」を「小切手等」に改める。

第48条第1項中「確認のうえ」を「確認の上」に改める。

第53条第1項中「前2条」を「前2条の規定」に改め、同項第3号中「知事が特に必要と」を「、知事が特に必要があると」に改める。

第54条第1項第5号中「送致又は入所させるため」を「送致し、又は入所させるため」に改める。

第58条第8項第1号中「はり付けたもの」を「貼り付けたもの」に改める。

第60条第5号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第61条中「確認のうえ」を「確認の上」に改める。

第63条第1項中「次の各号」を「次の表の左欄」に、「当該各号」を「それぞれ同表の右欄」に改め、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

| 経費                                    | 現金          |
|---------------------------------------|-------------|
| 生産物（収穫物及び漁獲物をいう。）の売払手数料、運賃及びこれらに類する経費 | 当該生産物の売払代金  |
| 木材の売払手数料及びこれに類する経費                    | 当該木材の売払代金   |
| 動物の売払手数料、運賃及びこれらに類する経費                | 当該動物の売払代金   |
| 有価証券の売払手数料                            | 当該有価証券の売払代金 |
| 収納計器取扱手数料                             | 当該始動票札の売払代金 |

第85条第1項中「押印のうえ」を「押印の上」に改め、同条第2項中「確認のうえ」を「確認の上」に改め、同条第4項第4号中「必要と」を「必要があると」に改める。

第102条第3号中「さかのぼって」を「遡って」に改め、同条第6号中「付すこと」を「付すること」に改める。

第109条中「すべて」を「全て」に改める。

第110条第2項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第112条第5号中「必要と」を「会計管理者が必要があると」に改める。

第119条第2項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第136条の見出しを「（委任）」に改める。

別表第1の表中「、高知短期大学、心の教育センター」を削り、同表幡多児童相談所の項及び食肉衛生検査所の項を削り、同表名古屋事務所の項中「所長以外の上席の職員」を「チーフ」に改め、同表心の教育センターの項を削る。

別表第4号様式から別記第4号様式の3までを次のように改める。

## 第4号様式（第17条関係）

年 月 日

高知県会計管理者 様

所属名  
職名  
氏名

㊞

## 事故報告書

次のとおり現金（有価証券）について事故が発生しましたので、報告します。

|                      |  |
|----------------------|--|
| 事故の種類                |  |
| 現金の額                 |  |
| 有価証券の名称及び記号並びにその額面金額 |  |
| 利札                   |  |
| 事故発生の日時              |  |
| 事故発生の場所              |  |
| 事故発生の原因及びその状況の詳細     |  |
| 平素における出納保管状況の詳細      |  |
| 事故発生直前における保管状況の詳細    |  |
| 事故発生後の措置             |  |
| 今後の対応（再発防止策を含む。）     |  |

- 備考 1 「事故の種類」欄は、盗難、亡失又は損傷のいずれかを記載する。  
2 盗難事故の場合は、現場の見取図を添付する。

## 第4号様式の2（第17条関係）

年 月 日

高知県会計管理者 様

所属名  
職名  
氏名

㊞

## 事故報告書

次のとおり県有物品について事故が発生しましたので、報告します。

|                   |  |
|-------------------|--|
| 事故の種類             |  |
| 事故物品の名称及び数量       |  |
| 事故物品の購入年月日        |  |
| 事故物品の購入価格         |  |
| 事故発生の日時           |  |
| 事故発生の場所           |  |
| 事故発生の原因及びその状況の詳細  |  |
| 事故発生直前における保管状況の詳細 |  |
| 事故発生後の措置          |  |
| 今後の対応（再発防止策を含む。）  |  |

- 備考 1 「事故の種類」欄は、盗難、亡失又は損傷のいずれかを記載する。  
2 購入年月日が不明の場合は受入年月日を、購入価格が不明の場合はその他の適正な評価額を記載する。  
3 盗難事故の場合は、現場の見取図を添付する。  
4 占有動産又は証拠書類等についての事故の場合は、この様式に準じて作成する。

第4号様式の3（第17条関係）

年 月 日

高知県知事（高知県会計管理者）様

所属名  
職名  
氏名 ④

事故報告書

次のとおり事故が発生しましたので、報告します。

|                  |  |
|------------------|--|
| 県に損害を与えた行為の種類    |  |
| 行為を執行した日時        |  |
| 行為を執行した状況の詳細     |  |
| 損害を与えたと認める額又は見込額 |  |
| 行為の執行を誤った理由の詳細   |  |
| 事故発生後の措置         |  |
| 今後の対応（再発防止策を含む。） |  |

備考 「県に損害を与えた行為の種類」欄は、地方自治法第243条の2第1項第1号から第3号までに掲げる行為を記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第6号

本 庁  
各出先機関

高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県中山間総合対策本部設置規程の一部を改正する訓令

高知県中山間総合対策本部設置規程（平成7年4月高知県訓令第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第4項中「理事（交通運輸政策担当）」を「理事（中山間対策・運輸担当）」に改め、同条第5項中「産業振興推進部副部長」を「産業振興推進部副部長、産業振興推進部地域産業振興監」に改める。

第6条第3項中「本部員でない産業振興推進部副部長」を「産業振興推進部中山間地域対策課長」に、「産業振興推進部地域づくり支援課長」を「産業振興推進部中山間地域対策課課長補佐」に改め、同条第4項中「産業振興推進部地域づくり支援課」を「産業振興推進部中山間地域対策課」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令  
公 営 企 業 局 訓 令  
教 育 委 員 会 訓 令

高知県訓令第7号

高知県公営企業局訓令第1号

高知県教育委員会訓令第7号

本 庁  
各 出 先 機 関  
公 営 企 業 局 本 局  
公 営 企 業 局 各 事 業 所  
公 営 企 業 局 各 病 院  
教 育 委 員 会 事 務 局  
教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所

高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
 高知県公営企業局長 安岡 俊作  
 高知県教育委員会委員長 小島 一久  
**高知県産業振興推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

高知県産業振興推進本部設置規程（平成22年4月高知県公営企業局訓令第4号、高知県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項中「理事（交通運輸政策担当）」を「理事（中山間対策・運輸担当）」に改める。

第6条第4項中「産業振興推進部地域づくり支援課長、産業振興推進部運輸政策課長」を「産業振興推進部中山間地域対策課長」に改める。

第7条第5項第2号中「観光振興部観光政策課長」を「観光振興部地域観光課課長補佐（2人以上あるときは、地域本部長が指定した者とする。）」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

訓 令  
 公 営 企 業 局 訓 令  
 教 育 委 員 会 訓 令  
 警 察 本 部 訓 令  
 監 査 委 員 訓 令

高知県訓令第8号  
 高知県公営企業局訓令第2号  
 高知県教育委員会訓令第8号  
 高知県警察本部訓令第12号  
 高知県監査委員訓令第1号

本 庁  
 各 出 先 機 関  
 公 営 企 業 局 本 局  
 公 営 企 業 局 各 事 業 所  
 公 営 企 業 局 各 病 院  
 教 育 委 員 会 事 務 局 各 事 務 所  
 警 察 本 部  
 警 察 署  
 監 査 委 員 事 務 局

高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
 平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直  
 高知県公営企業局長 安岡 俊作  
 高知県教育委員会委員長 小島 一久  
 高知県警察本部長 加藤 晃久  
 高知県代表監査委員 朝日 満夫  
**高知県南海地震対策推進本部設置規程の一部を改正する訓令**

高知県南海地震対策推進本部設置規程（平成19年4月高知県教育委員会訓令第10号、高知県警察本部訓令第20号、高知県監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令第17号 高知県訓  
 営企業局訓令第8号 高知県公  
 育委員会訓令第10号 高知県教  
 察本部訓令第20号 高知県警  
 査委員訓令第2号 高知県監

別表第1中  
 「理事（東京事務所担当）  
 理事（交通運輸政策担当）」  
 を  
 「理事・東京事務所長  
 理事（東京事務所）  
 理事・大阪事務所長  
 理事（中山間対策・運輸担当）」  
 に改め、「東京事務所長」を削る。

**附 則**

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

**告 示**

**高知県告示第262号**

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項中

|   |             |   |     |   |
|---|-------------|---|-----|---|
| 〃 | 〃 第1暫定係留施設C | — | 100 | — |
|---|-------------|---|-----|---|

を

|   |             |   |     |   |
|---|-------------|---|-----|---|
| 〃 | 〃 第1暫定係留施設C | — | 100 | — |
|---|-------------|---|-----|---|

|   |       |     |    |   |
|---|-------|-----|----|---|
| 〃 | 桂浜物揚場 | 1.0 | 52 | — |
| 〃 | 浦戸東棧橋 | —   | 12 | — |

に改め、同表宿毛湾港の項中

|   |      |     |                  |   |
|---|------|-----|------------------|---|
| 〃 | 宿毛棧橋 | 5.0 | 80<br>(40×<br>2) | — |
| 〃 | 臨港道路 | —   | 3,310.<br>7      | — |

を

|   |      |     |                  |   |
|---|------|-----|------------------|---|
| 〃 | 宿毛棧橋 | 4.0 | 80<br>(40×<br>2) | — |
| 〃 | 丸島大橋 | —   | 96               | — |
| 〃 | 臨港道路 | —   | 3,553.<br>2      | — |

に、「1,807.2」を「2,646.1」に改める。

**高知県告示第263号**

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成24年4月1日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| 私学・大学支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 私学・大学支援課の出納員 |
|----------------------------|--------------|

を削り、

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 港湾・海岸課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 港湾・海岸課の出納員 |
|--------------------------|------------|

を

|                          |            |
|--------------------------|------------|
| 港湾・海岸課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 港湾・海岸課の出納員 |
|--------------------------|------------|

|                                   |                     |
|-----------------------------------|---------------------|
| 教育委員会事務局教職員・福利課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 教育委員会事務局教職員・福利課の出納員 |
|-----------------------------------|---------------------|

に、「教育委員会事務局総務福利課」を「教育委員会事務局学校安全対策課」に改める。

別表第2中

「

|              |                            |                |
|--------------|----------------------------|----------------|
| 私学・大学支援課の出納員 | 私学・大学支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 私学・大学支援課の現金取扱員 |
|              |                            | 税務課の徴収職員等      |

」

を削り、

「

|            |                          |              |
|------------|--------------------------|--------------|
| 港湾・海岸課の出納員 | 港湾・海岸課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 港湾・海岸課の現金取扱員 |
|            |                          | 税務課の徴収職員等    |

」

を

「

|                     |                                   |                       |
|---------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 港湾・海岸課の出納員          | 港湾・海岸課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務          | 港湾・海岸課の現金取扱員          |
|                     |                                   | 税務課の徴収職員等             |
| 教育委員会事務局教職員・福利課の出納員 | 教育委員会事務局教職員・福利課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務 | 教育委員会事務局教職員・福利課の現金取扱員 |

」

に、「教育委員会事務局総務福利課」を「教育委員会事務局学校安全対策課」に改める。